

## 議案第55号

富士見市民投票条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市民投票条例（平成14年条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成28年5月31日提出

富士見市長 星野信吾

### 提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、富士見市民投票条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市民投票条例の一部を改正する条例

富士見市民投票条例（平成14年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条中「1の」を「一の」に改める。

第22条中「次に掲げる者」を「年齢満18年以上の日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者」に改め、同条各号を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。